

参考資料

白岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるとときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し<u>出産育児一時金として42万円</u>を支給する。</p>
2 略	2 略